

○ 行政手続法に係る標準処理期間

平成16年12月24日制定

平成21年4月1日改定

平成22年4月1日改定

（略称）

法	…… 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
施行令	…… 地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）
施行規程	…… 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）
定款	…… 佐賀県市町村職員共済組法定款（昭和37年公告第1号）
運営規則	…… 佐賀県市町村職員共済組合運営規則（昭和37年佐共規則第2号）

目 的

行政手続法(平成5年法律第88号)及び行政手続法の施行期日を定める政令(平成6年政令第302号)の規定に基づき、佐賀県市町村職員共済組合の事務処理の標準処理期間(以下「標準処理期間」という。)について定め、請求書及び申請書に対する事務処理を公平かつ迅速に行うことを目的とする

- 1 「審査基準」に関して
法、施行令、施行規程、定款及び運営規則等を審査基準としているので、別段の設定はしないものである
- 2 「標準処理期間」に関して
「標準処理期間」には、不備返戻の期間、適正な審査のため組合員及び所属所又は第三者に対し、必要な書類を求めて、求めに応ずるまでの期間は含まないものとする
なお、「標準処理期間」は、請求等の処理の目安として定めたものであり、特別な事情等で処理困難な場合は、行政手続法第9条に基づき適切に対応するものとする
- 3 「所属所処理期間」に関して
所属所において組合員から請求書及び申請書の提出があつてから、共済組合へ提出するまでの期間について定めるものである

処 分 の 期 間	所 属 所 処 理 期 間
短期給付に係る処理期間	14日
長期給付に係る処理期間	14日
福祉事業に係る処理期間	14日

（短期給付に係る標準処理期間）

根拠規定等	処 分 事 項		標準処理期間	備 考
	処 分 項 目	処 分 す る 内 容		
施行規程93	組員証の交付	組員の資格取得による組員証を交付するまでの期間	15 日	
施行規程100	被扶養者の認定に係る組員被扶養者証の交付	被扶養者の認定申告による組員被扶養者証を交付するまでの期間	15 日	
施行規程96	組員証の再交付	組員証の紛失による再交付申請から再交付するまでの期間	15 日	
施行規程95	組員証の記載事項の訂正	記載事項の訂正申告による組員証の訂正、交付するまでの期間	15 日	
施行規程184	任意継続組員証の交付・再交付及び記載事項の訂正	任意継続組員証取得申出書による組員証の交付及び紛失等による再交付申請・記載事項の訂正後、交付するまでの期間	15 日	
施行令49の6	前納された任意継続掛金の還付	脱退申出により前納された任意継続掛金を還付するまでの期間	45 日	
法58	療養費の支給	療養費の請求後支給するまでの期間	45 日	
法58の2	訪問看護療養費の支給	訪問看護療養費の請求後支給するまでの期間	45 日	
法59	家族療養費の支給	家族療養費の請求後支給するまでの期間	45 日	
法59の3	家族訪問看護療養費の支給	家族訪問看護療養費の請求後支給するまでの期間	45 日	
法58の3、59の4	移送費及び家族移送費の支給	移送費及び家族移送費の請求後支給するまでの期間	45 日	
法62の2	高額療養費の支給	療養の給付及び高額療養費の請求後支給するまでの期間	60 日	
法62の3	高額介護合算療養費の支給	高額介護合算療養費の申請後、支給するまでの期間	60 日	
法63	出産費及び家族出産費の支給	出産費及び家族出産費の請求後支給するまでの期間	45 日	
法65	埋葬料及び家族埋葬料の支給	埋葬料及び家族埋葬料の請求後支給するまでの期間	45 日	

根拠規定等	処 分 事 項		標準処理期間	備 考
	処 分 項 目	処 分 す る 内 容		
法68	傷病手当金の支給	傷病手当金の請求後支給するまでの期間	45 日	
法69	出産手当金の支給	出産手当金の請求後支給するまでの期間	45 日	
法70	休業手当金の支給	休業手当金の請求後支給するまでの期間	45 日	
法70の2	育児休業手当金の支給	育児休業手当金の請求後支給するまでの期間	45 日	
法70の3	介護休業手当金の支給	介護休業手当金の請求後支給するまでの期間	45 日	
法72	弔慰金及び家族弔慰金の支給	弔慰金及び家族弔慰金の請求後支給するまでの期間	45 日	
法73	災害見舞金の支給	災害見舞金の請求後支給するまでの期間	45 日	
定款・運営規則	一部負担金払戻金、附加給付の支給	共済組合が自動的に支給するものであり、支給するまでの期間	60 日	

（長期給付に係る標準処理期間）

全国市町村職員共済組合連合会長期給付事務処理の標準処理期間に関する要綱の定めるところによる。